

国と地方の協議の場

平成23年8月12日（金）
17時00分～17時30分
官邸4階大会議室

次 第

1. 開会

2. 協議事項

「国と地方の協議の場分科会について」

（社会保障・税一体改革分科会について）

「子ども手当について」

3. 閉会

○配布資料

- 資料1-1 国と地方の協議の場分科会運営規則（案）
- 資料1-2 社会保障・税一体改革分科会運営規則（案）
- 資料2 子どもに対する手当の制度のあり方について

国と地方の協議の場(第1回臨時会合)出席者

(国側)

| | |
|-------|----------------------------|
| 枝野 幸男 | 内閣官房長官 内閣府特命担当大臣 (行政刷新) |
| 片山 善博 | 総務大臣 内閣府特命担当大臣 (地域主権推進) |
| 細川 律夫 | 厚生労働大臣 |
| 玄葉光一郎 | 国家戦略担当大臣 |
| 五十嵐文彦 | 財務副大臣 |

(地方側)

| | |
|-------|---------------|
| 山田 啓二 | 全国知事会会長 |
| 山本 教和 | 全国都道府県議会議長会会長 |
| 森 民夫 | 全国市長会会長 |
| 水野 淳 | 全国市議会議長会副会長 |
| 藤原 忠彦 | 全国町村会会長 |
| 高橋 正 | 全国町村議会議長会会長 |

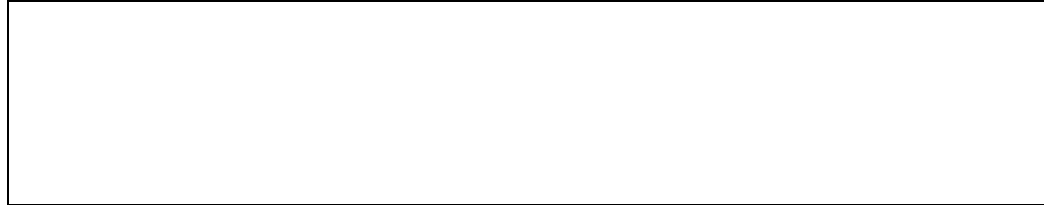
国と地方の協議の場(第1回臨時会合) 座席表

平成23年8月12日(金)
 於:総理大臣官邸4階 大会議室
 17:00~17:30

— 出入口 —

| | | | | | |
|--|--|--|---|--|---|
| 議高 橋 長 全 国 会 町 村 会 議 長 会 ○ | 議水 野 長 全 国 会 副 市 会 議 長 会 ○ | 議山 本 全 国 都 道 府 県 議 会 長 会 ○ | 山 田 全 国 知 事 会 会 長 会 ○ | 森 全 国 市 長 会 会 長 会 ○ | 藤 原 全 国 町 村 会 会 長 会 ○ |
|--|--|--|---|--|---|

瀧野内閣官房副長官●
 福山内閣官房副長官●
 仙谷内閣官房副長官●



●逢坂総務大臣政務官
 ●山口内閣府副大臣

| | | | | | |
|---------------------------------------|---------------------------------------|--|------------------------------|--|-----------------------------|
| ○五 十 嵐 財 務 副 大 臣 | ○細 川 厚 生 労 働 大 臣 | ○内枝 閣野 行府 政特 刷命 新担 大臣官 | ○菅 内閣 総 理 大 臣 | ○内片 閣山 地府 域特 主命 権担 推当 進大 臣 | ○玄葉 国家 戦略 担当 大臣 |
|---------------------------------------|---------------------------------------|--|------------------------------|--|-----------------------------|

国と地方の協議の場分科会運営規則（案）

平成 23 年 8 月 12 日
国と地方の協議の場決定案

国と地方の協議の場に関する法律（平成 23 年法律第 38 号）第 5 条第 3 項及び国と地方の協議の場運営規則 4（2）の規定に基づき、国と地方の協議の場分科会（以下「分科会」という。）運営規則を次のように定める。

1 分科会の開催

- (1) 議長は、国と地方の協議の場（以下「協議の場」という。）における協議に資するため、分科会を開催し、特定の事項に関する調査及び検討を行わせることができる。
- (2) 議員（議長である議員を除く。）は、協議の場における協議に資するため必要があると思料するときは、議長に対し、(1) の分科会の開催を求めることができる。
- (3) (2) の場合において、議長は、協議の場における協議に資するため必要があると認めるときは、分科会を開催する。

2 分科会の構成

分科会の構成員は、特定の事項に関する調査及び検討の円滑な実施に資するよう、議長が、副議長と調整の上定める。

3 分科会の運営

- (1) 分科会に、会長を置く。会長は、議長が、副議長と調整の上指名する者をもって充てる。
- (2) 分科会に、会長代行及び副会長を置くことができる。会長代行及び副会長は、議長が、副議長と調整の上指名する者をもって充てる。
- (3) 会長代行は、会長に事故があるとき又は会長の委任を受けたときは、その職務を代行する。
- (4) 副会長は、会長及び会長代행을補佐し、会長及び会長代行に事故があるときは、その職務を代行する。
- (5) 会長は、分科会の協議の結果について、協議の場に出席して報告するものとする。この場合において、会長は、会長代行及び副会長を置くときは、会長代行及び副会長と調整しなければならない。

4 庶務

分科会の庶務は、原則として、調査及び検討を行う特定の事項が府省横断的

なものの場合にあつては関係各府省の協力を得て内閣官房との連携の下に内閣府が担当し、調査及び検討を行う特定の事項が一の府省に限られる場合にあつては内閣府の協力を得て当該府省が担当する。

5 雑則

この規則に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、会長が分科会に諮って定める。

社会保障・税一体改革分科会運営規則（案）

平成 23 年 8 月 12 日
国と地方の協議の場決定案

国と地方の協議の場に関する法律（平成 23 年法律第 38 号）第 5 条第 3 項及び国と地方の協議の場運営規則 4（2）の規定に基づき、社会保障・税一体改革分科会（以下「分科会」という。）運営規則を次のように定める。

1 趣旨

社会保障・税一体改革については、平成 23 年 6 月 30 日に、政府・与党において「社会保障・税一体改革成案」が決定され、同年 7 月 1 日に、閣議において当該成案が報告され、これをもって野党各党と協議を進めることが了承されたところである。

社会保障・税一体改革に関し、地域住民に身近なところでサービスを設計し、実行する地方自治体の役割は極めて重要であることから、分科会を開催し、国と地方の協議の場における協議に資することを目的とする。

2 調査・検討事項

分科会は、社会保障・税一体改革の円滑かつ着実な推進を図る観点から、必要な調査・検討を行うものとする。

3 構成

（1）分科会の構成は、次のとおりとする。

| | |
|------|---|
| 会長 | 内閣官房長官 |
| 会長代行 | 内閣府特命担当大臣（地域主権推進） 社会保障・税一体改革担当大臣 |
| 副会長 | 全国知事会の指定する知事 |
| 委員 | 総務大臣の指名する総務副大臣又は総務大臣政務官 財務大臣の指名する財務副大臣又は財務大臣政務官 内閣官房長官の指名する内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官 厚生労働大臣の指名する厚生労働副大臣又は厚生労働大臣政務官 全国市長会の指定する市長 全国町村会の指定する町村長 全国都道府県議会議長会の指定する都道府県議会議長 全国市議会議長会の指定する市議会議長 全国町村議会議長会の指定する町村議会議長 |

- (2) 会長は、必要があると認めるときは、関係する国務大臣又は全国的連合組織の指定する地方公共団体の長若しくは議会の議長を出席させることができる。
- (3) 副会長は、必要があると認めるときは、会長に対し、全国的連合組織の指定する地方公共団体の長又は議会の議長を出席させるよう求めることができる。
- (4) 関係する国務大臣は、必要があると認めるときは、会長に対し、自ら出席できるよう求めることができる。
- (5) 会長は、必要があると認めるときは、会長の指名する内閣官房副長官を出席させることができる。

4 庶務

分科会の庶務は、総務省、財務省及び厚生労働省の協力を得て内閣官房との連携の下に内閣府が担当する。

5 雑則

この規則に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、会長が分科会に諮って定める。

子どもに対する手当の制度のあり方について

1 実施時期

手当のあり方の見直しは、平成 23 年度 10 月（平成 24 年 2 月支給分）から実施する（所得制限の導入は被災地の状況を見定め平成 24 年度（6 月分）から実施する。）。

2 所要額 2. 2～2. 3 兆円程度

3 具体的な支給額

(1) 一般世帯（非所得制限世帯）

| | |
|---------------------|---------------------|
| 0～3 歳（一律） | 15,000 円（児童手当 1 万円） |
| 3～12 歳（第 1 子、第 2 子） | 10,000 円（児童手当 5 千円） |
| （第 3 子以降） | 15,000 円（児童手当 1 万円） |
| 中学生（一律） | 10,000 円（児童手当なし） |

(2) 所得制限世帯

所得制限世帯における所得税及び住民税の扶養控除（所得控除）の廃止による減収に対する必要な税制上、財政上の措置を検討し、平成 24 年度から所要の措置を講じるものとする。

4 所得制限

所得制限の基準を、年収 960 万円程度（夫婦と児童二人世帯）とする。

5 税制改正

所得制限世帯も含めた扶養控除のあり方について、平成 24 年度税制改正までに総合的に検討する。

6 法制上の措置

平成 24 年度以降の子どものための現金給付については、上記の支給額等に基づいて、児童手当法に所要の改正を行うことを基本とする。その際、地方等と十分に協議を行い、その理解を得るよう努めるものとする。

※地方との協議は、「国と地方の協議の場」において行う。

7 平成24年度からの恒久的な現金給付の仕組みへの円滑な移行のための措置については、別添のとおりとする。

以上、確認する。

平成23年8月4日

民主党 幹事長 (署名)

政策調査会長 (署名)

自由民主党 幹事長 (署名)

政務調査会長 (署名)

公明党 幹事長 (署名)

政務調査会長 (署名)

半年間の特別措置法案の骨子

1. 題名

平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案

2. 趣旨

現下の子どもや子育て家庭をめぐる状況にかんがみ、平成 24 年度からの恒久的な現金給付の仕組みに円滑に移行できるよう、平成 23 年度における子ども手当の支給等について必要な事項を定めるものとする。

3. 支給期間

- ・平成 23 年 10 月分から平成 24 年 3 月分まで

4. 支給額・費用負担

- ・3 歳未満、3 歳～小学生（第 3 子以降）：1 万 5 千円
- ・3 歳～小学生（第 1 子・第 2 子）、中学生：1 万円
- ・児童手当部分は児童手当と同様の負担割合、上積み部分は全額国庫負担

5. その他

- ・平成 23 年度子ども手当支給法に盛り込んだ事項を規定
 - ※子どもの国内居住要件、未成年後見人、父母指定者、同居優先、施設入所の子どもについて施設の設置者等への支給、手当からの保育料の徴収等、市町村の自由度の高い交付金の交付

6. 施行時期・改正附則

施行日：平成 23 年 10 月 1 日

- ・平成 24 年度以降の子どものための現金給付については、この法律の手当額等に関する規定を基に、児童手当法に所要の改正を行うことを基本とする。その際、地方等と十分に協議を行い、その理解を得るよう努めるものとする。
 - ※地方との協議は、「国と地方の協議の場」において行う。
- ・その際、所得制限については、平成 24 年 6 月分以降から適用することとし、所得制限の基準、所得制限を超える者に対する必要な税制上・財政上の措置等について検討した上で、所要の措置を講ずる。